

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置				
税 目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、地価税その他の関連する税目				
要 望 の 内 容	<p>○介護保険制度は、平成 12 年 4 月の施行以来、10 年以上が経過している。</p> <p>○高齢化の進展により、重度者や認知症高齢者、独居老人等が増加する中で、介護が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。また、将来にわたって良質な介護サービスを提供するため、介護人材の確保や、介護保険財政の基盤整備等が課題とされている。</p> <p>○これらの観点から、介護保険制度全般に関して検討を行うために、平成 22 年 5 月から社会保障審議会介護保険部会において審議を行っており、この検討結果を踏まえ、介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 857 1489 949"> <tr> <td data-bbox="874 857 1220 949">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 857 1489 949">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的に継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 介護保険制度の改正において生じる税制上の取扱いの差異をなくすことが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険給付の対象となる社会福祉事業の用に供する固定資産に係る所得税、法人税、固定資産税、都市計画税非課税措置 ・ 居宅サービス等の消費税非課税措置 ・ 療養病床の転換に係る特別償却制度（法人税） 等
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		<p>介護保険制度の改正による税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。</p> <p>また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望 なお、平成 17 年度税制改正要望として、介護制度改革に伴う税制上の所要の措置について、要望を行っている。	